

「奨学金被害」をなくし、真に学びと成長を支える奨学金制度を求める請願書

【請願趣旨】

大学の学費が高騰する一方で、家計は苦しくなり、今や大学生（昼間部）の2人に1人が何らかの奨学金を利用し、約4割が日本学生支援機構（機構）の奨学金を借りています。

学費の高騰で借入額も増大する一方で、非正規労働等の低賃金・不安定雇用の拡大、格差と貧困の広がりは、大学を卒業しても奨学金を返せない多くの人を生み出しています。

特に、機構の奨学金は、7割が有利子となるなど利用者負担が増大し、債権回収会社、ブラックリスト、訴訟等までも利用した徹底した回収強化策により、返済ができない人に対する無理な取り立てが行われ、奨学金を返してたくても返せない人が、経済的にも、精神的にも更に追い詰められています。

機構の奨学金における返還猶予制度など救済制度は、要件が極めて厳しく、様々な運用上の制限もあって、使い物になりません。今や、機構の奨学金は、等しく教育を受ける権利（憲法26条1項）を支えるという本来の姿を失い、完全に教育ローン化してしまいました。

奨学金の返済に苦しむ人は、不十分な教育支援制度の下、自分の方ではどうしようもない理由で返済困難に陥り、無理な返済を迫られています。これは、構造的に生み出されている「被害者」に他なりません。

我が国から「奨学金被害」をなくし、真に学びと成長を支える学費と奨学金制度を実現するため、以下の項目を請願します。

【請願項目】

- 1、利用者の負担の少ない返済制度を実現して下さい。機構の奨学金における返還期限猶予の期間制限を撤廃し、所得に応じて無理ない金額を一定期間返せば残額が免除される「所得連動型の返済制度」を作して下さい。
- 2、利息と延滞金を廃止して下さい。廃止までの間は、返済金は元金・利息・延滞金の順に充当して下さい。
- 3、貸与型奨学金の個人保証制度をやめて下さい。
- 4、高校と、大学等の高等教育につき、速やかに国の給付型奨学金を作り拡充して下さい。
- 5、高騰した高等教育の学費を引き下げるための政策を実行して下さい。

氏名(自筆・1回のみ)	住所(都道府県から)

呼びかけ団体 奨学金問題対策全国会議

〒104-0061 東京都中央区銀座6-12-15 COI 銀座612ビル7階 東京市民法律事務所内
TEL 03(3571)6051 FAX 03(3571)9379

賛助団体・署名集約団体 全国青年司法書士協議会

集めた署名用紙はこちらに郵送をお願いします。FAXは不可です。

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-2 伊藤ビル7階 ※個人情報適切に管理し、署名提出以外の目的では使用しません。

(取扱団体) 団体名

連絡先

締切11月末日予定